

電子契約事業者向け説明会

令和7年11月27日
平川市財政部財政課

電子契約の導入について

デジタル技術を活用し、事業者・市双方の事務負担の軽減・利便性向上を図るため、電子契約を導入します。

電子契約とは、電子の契約書に電子署名とタイムスタンプを付与することにより契約を締結するものです。

市では、電子契約を推奨していきますが、従来どおり紙の契約書で契約締結することも可能です。

電子契約のメリット

1 契約業務の効率化

契約書の押印のための来庁が不要、契約書の郵送が不要となり、効率的に契約締結が可能となります。また、インターネットに接続し、メールが使える環境であれば、誰でも利用することができます。

2 収入印紙が不要

電子契約だと収入印紙が不要となります。また、電子契約利用に際しては手数料もかからないため、費用負担の軽減につながります。

3 契約書の管理・検索が容易に

契約書はデータ保存となるため、業務ごとにフォルダ分けし、そこに保管するなど、検索が容易になり、紙契約書の紛失リスクも避けられます。

対象となる契約

市が締結する契約全般が対象となります。

ただし、以下の契約を除いて電子契約可能とします。

- 1 請書(工事簡易契約書を含む)
- 2 法令等により書面とする必要がある契約
- 3 その他電子契約によることは適当でないと認められるとき

電子契約利用の確認は、契約日の調整などの連絡をする際に確認させていただきます。もし、確認がなかった場合は、お手数でも電子契約可能かお問い合わせくださいとよお願いします。

電子契約事務の流れ

1 電子契約利用申出書の提出

一般競争入札は事後審査書類の提出時、指名競争入札、随意契約は、契約日等の連絡後、速やかに担当者提出

2 契約保証の確認

東日本保証の認証キー、契約保証金免除申請書などを市担当者へメール

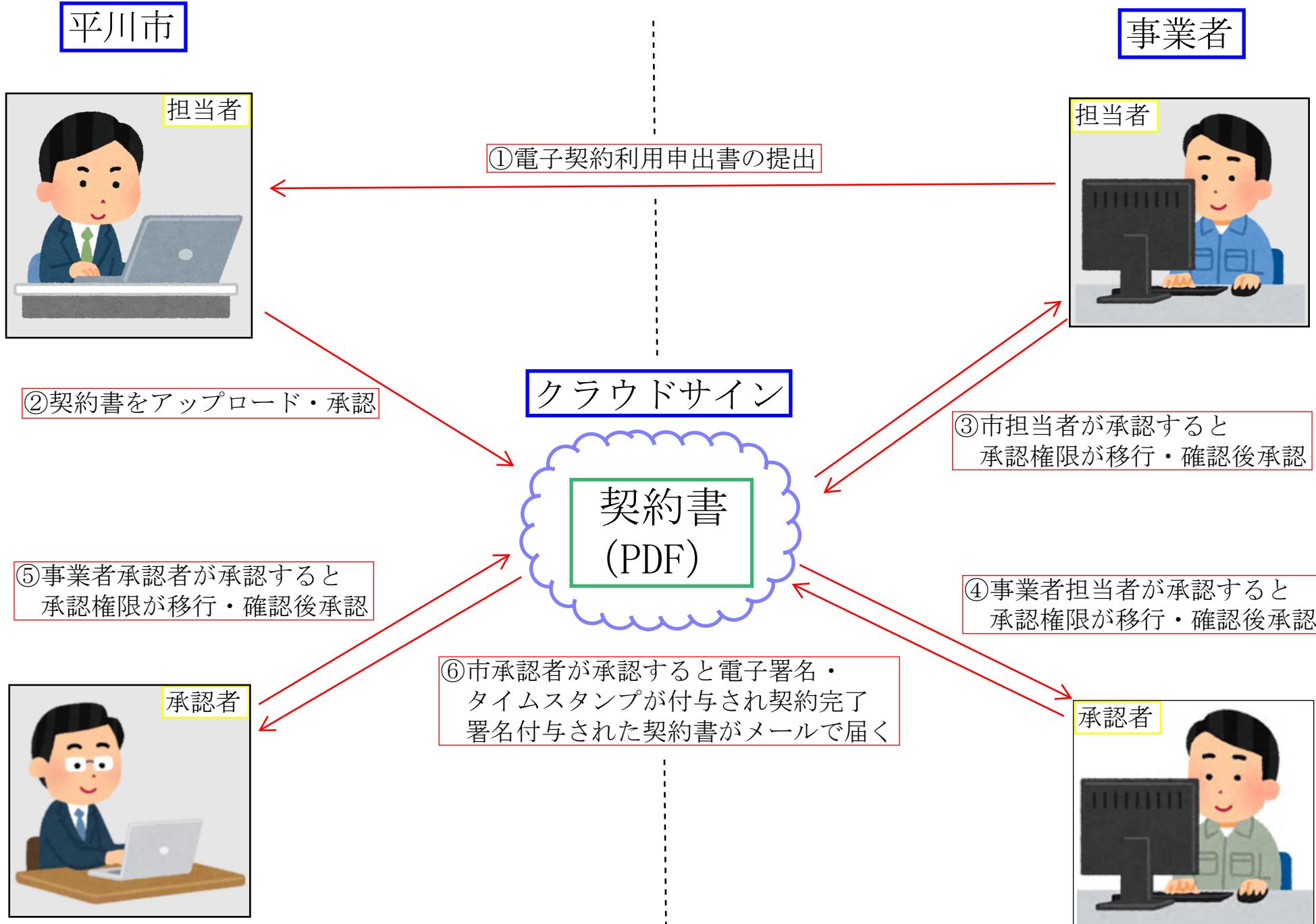
3 契約書の確認・承認

契約保証確認後、電子契約サービスから契約書の確認・承認メールが届く
事業者担当者→事業者承認者の順

4 契約締結完了のメール

関係者全員が承認すると電子署名・タイムスタンプが付与された契約書(PDF)がメールで届く

電子契約事務フロー



「電子契約利用申出書」の提出

電子契約を希望される場合は、「電子契約利用申込書」を市担当者へメールで提出してください。これは、契約案件ごとに提出することとします。

契約名、担当者と承認者2名のメールアドレスなどを記載してください。記載された方を承認ルートに追加します。1名とする場合は、契約権限を有する者(代表者等)にしてください。

別記様式（第7条関係）	年　月　日		
平川市長 殿			
所在 地 商号又は名称 代表者職氏名			
電子契約利用申出書			
契約名			
上記契約について、平川市と電子契約サービスを利用して契約を締結することを希望します。 契約締結に利用するメールアドレス等は次のとおりです。			
【承認者】			
役職		氏名	
メールアドレス			
【担当者】			
役職		氏名	
メールアドレス			
【留意事項】			
1 本申出書は押印不要です。電子メールにデータ添付のうえ提出してください。 2 電子署名を行う者は、承認者と担当者の2名とします。承認者が担当者を兼務する場合、担当者欄に「同上」と記載してください。なお、承認者は契約締結権限を有する者（代表者）、又は、代表者から契約締結権限を委任された者です。 3 建設工事請負契約にあっては、次の条件に基づき、建設業法第19条第1項及び第2項の規定による書面の交付に代えて電磁的措置を講ずる方法により実施することについて相互に承諾するものとします。 ①電磁的措置の種類 コンピュータ・ネットワーク利用の措置 ②電磁的措置の内容、ファイルへの記録の方式 電子契約サービスを通じて送信者がPDFファイル形式の書類をアップロードし、契約当事者が同意することにより、電子認証局サービスが提供する電子証明書を利用した電子署名を付加し、電子メール、又は、サーバー上からダウンロード等により記録する方法			